
令和 8 年度 第 1 回
川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
議 事 要 旨

[日 時] 令和 8 年 7 月 8 日 (水) 13:30～15:00

[場 所] 川口市役所 第二本庁舎 6 階 2601B

[出席者]

1 委 員

田中委員、山森委員、吉井委員、安島委員、大西委員、山下委員、近藤委員、鈴木委員、
宮崎委員、吉田委員、梅澤委員、羽場委員

2 事務局

鎌倉部長、蛭名次長、山路補佐、尾形補佐、小柳補佐、石川補佐、加賀補佐、佐野補佐、
今井主査、仲田主任

[日 程]

1 開会

2 委員紹介

3 専門分科会長の互選及び副専門分科会長の指名

4 諮問書交付について

5 議 題

- (1) グループホームと日中活動サービス事業所の同一敷地内の併設について
- (2) 川口市障害者福祉計画の評価について
- (3) 第 8 期川口市自立支援福祉計画・第 4 期川口市障害児福祉計画について
- (4) 地域生活実現プロジェクトについて

6 その他

7 閉会

[配布資料]

- ・第 1 回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第
- ・委員名簿
- ・諮問書
- ・資料 1 「グループホームと日中活動サービス事業所の同一敷地内の併設について
- ・資料 2 「川口市における障害者に関する計画について」
- ・資料 3 「スケジュール」
- ・令和 7 年度 川口市障害者福祉計画評価報告書
- ・アンケート調査票 (案)
- ・地域生活実現プロジェクト

[議事要旨]

1 開 会

事務局より、開会が宣言された。

2 委員紹介

事務局より、委員が紹介された。

3 専門分科会長の互選及び副専門分科会長の指名

川口市社会福祉審議会規則に基づき、委員の互選により田中委員が会長に選出された。また、川口市社会福祉審議会規則に基づき、田中会長の指名により宇田川委員が副会長に選出された。

4 諮問書交付について

事務局より、「諮問書」に基づき説明が行われた。

5 議 題

(1) グループホームと日中活動サービス事業所の同一敷地内の併設について

【説明】

事務局より、資料1に基づき説明が行われた。

【質疑応答・意見】

(委 員) 現行の取り扱いとは異なるものの、適切に条件を設けることで認めていくという対応方針に賛成する。私が調べたところ、条件として、敷地の区分ができていること、住まい性の確保が挙げられる。特に、川口市南部など土地が限られた地域では、敷地を分けることで施設化を防ぎ、住宅街へ容易に出られるなど、住まい性が確保されたグループホームであれば賛成する。また、現在の条件案では原則併用不可となっているが、敷地が分かれ住まい性が確保されていれば、利用を認めてもよいのではないかと考えている。ただし、同一法人だからといって入居を強要することは利用者の選択の自由を損なうため、適切ではないと考える。

(事務局) 併用・併設については、まずは重度・高齢の方を対象として条件を設けているが、今後の状況を見ながら検討していきたい。

(委 員) 同一敷地内は平面的な意味での同一敷地内か。それとも、例えば1階が日中活動サービス事業所、2階・3階がグループホームといった立体的なものも想定しているか。

(事務局) 立体的な構造を認めていないため、文面に平面的であることを付け加える方向で検討する。

(委 員) 最初は適切に運用されていても、第三者が確認しないと徐々に基準が曖昧になる可能性がある。利用者の希望通りになっているか確認は可能か。個別支援計画を作成するとはいえ、重度や高齢という理由だけで優先的に同一敷地内の利用が決まってしまうことはないか懸念している。本人の希望であるかどうかの確認体制についてはいかがか。

(事務局) 事業所のサービス管理責任者等に確認していただき、市として状況を把握する形になると考えている。

(委 員) 条件案の「意向確認の結果、利用者及びその家族が同意」という記載について、利用者

が自身の意思を明確に表示できない場合、家族の意思のみで判断するという理解でよろしいか。また、地域との交流が促進されるよう事業計画を定めると記載されているが、何か具体的な案はあるか。

(事務局) 利用者本人からの確認が困難な場合は、ご家族からお話を伺い判断する形になる。地域との交流については、町会の行事やお祭りなどに参加していただき、交流を図っていただくことを想定している。

(委員) 障害のある方は自身の意思を伝えづらく、周囲や家族の意向を気にしてしまう傾向があるため、本当に本人の意思を尊重できているか懸念がある。また意見として、グループホームは常に見守りが得られる利点がある一方、大規模化すると家庭的な環境を維持できるか疑問がある。共同住宅のような形態でグループホームの役割を代替できるのか、今後の検討課題としていただきたい。さらに、国際的には脱施設の方へ進んでいるが、今回の計画案を拝見すると、当面はグループホームを整備しやすい方向へ進むように見受けられる。長期的には脱施設へ向かうことを希望している。

(委員) 本人の意思確認は非常に難しい側面がある。しかし、個別支援計画の作成やモニタリングの際に、相談支援事業所や保護者の思いを伺い、関係者で意見を出し合いながら本人の意思を押し量ることが重要だと考える。ご家族の意向を含めつつ、関係者全体で本人の幸福をどう受け止めていくかを考えていくべきだと思う。

(委員) 「利用者及び家族が」という表現では家族の意向が強く出過ぎる可能性があるため、「支援者を含めた関係者で本人の意思を尊重する形で個別支援計画を作成する」といったニュアンスを加筆してはいかがか。

(委員) 賛成。

(委員) 重度・高齢の障害者が同一敷地内の日中活動サービスを利用できるということは、それ以外の日中活動支援サービスを利用していた方が、そこに入居を希望する場合は、重度・高齢でなくても構わないという解釈でよろしいか。

(事務局) そのとおり。

(委員) その際の意向確認については、本人の意向を重視していただきたい。また、立地環境によつては、住宅地に密接しているよりも、市街地へ出やすい環境の方が適している方もいらっしゃるかと思う。

(2) 川口市障害者福祉計画の評価について

【説明】

事務局より、「令和7年度 川口市障害者福祉計画評価報告書」に基づき説明が行われた。

【質疑応答・意見】

(委員) P3「評価指標の設定」について、次期計画ではパーセンテージの区切り方を少し見直した方が良い。

(委員) 評価報告書は障害福祉課のほか、他課の障害福祉関連事業もまとめて評価しているか。

(事務局) 障害福祉課だけでなく、保健所や建設部など他部署にまたがる事業も評価している。

(委員) 報告書上でどの部署が担当しているかが分かると良いと思うので、検討をお願いします。

(委員) P55「早期発見・早期療育」に関して、今後の取組に「外国語版作成の対応を強化する」とあるが、現在外国語版の作成はしているか。障害のある方だけでなく、外国籍の

方にも広く進めていけるよう対応をお願いしたい。

(事務局) こちらは保健所の担当となっており、現状で外国語版が用意されているかは把握していない。いただいた意見は担当部署へ申し伝える。

(委員) 担当課を記載していただくということによろしいか。

(事務局) 了承。

(3) 第8期川口市自立支援福祉計画・第4期川口市障害児福祉計画について

【説明】

事務局より、資料2、資料3、「アンケート調査票(案)」に基づき説明が行われた。

【質疑応答・意見】

(委員) 市民向け「冒頭」にのみふりがなが振られているが、全体に振るのが難しいのであれば、ふりがなの有無について検討の余地があると思う。また、市民向け「問7」について、医療的ケアの専門用語が回答者にとって少し難しいのではないかと感じる。市民向け「問24-1」について、選択肢に「必要最小限の支援を受けることができるから」とあるが、これでは重度の方が「自分にはグループホームは厳しい」と誤解する恐れがある。また、入所施設であっても地域との関わりは重要であるため、選択肢の文言に配慮をお願いしたい。

(委員) どの程度の変更が可能かも含めてご回答をお願いします。

(事務局) ふりがなについては、読みやすい反面、分量が増え見づらくなることも考慮し、原則はふりがな無しで配布し、希望者にはふりがな付きをお送りする運用を考えている。医療的ケアの専門用語については、検討する。市民向け「問24-1」について、再度、ご意見の趣旨を確認したい。

(委員) 「自立した生活を送るうえでの、必要最小限の支援を受けることができるから」という表現では、重度の方がグループホーム生活を諦めてしまう危険性があると感じた。また、入所施設であっても地域との関わりは継続するため、地域生活イコール地域サービスのみ、という誤解を招かないような表現を検討していただきたい。

(事務局) グループホームの設問については、誤解を招かないような形に修正する。入所施設の地域との関わりについても、表現を検討する。

(委員) 事業所向け「問15」の回答6について、どのような内容を想定されているか。

(事務局) クレジットカード決済やQRコード決済など、現金によらない電子決済を想定している。

(委員) 事業所が利用者に対してキャッシュレス決済を導入するということか。また、給付管理の電子化については、現在すでにほぼ電子化されており手書きでの請求はほとんどないため、実態に合っていないように感じる。

(事務局) こちらは一般的な項目として記載したものであり、実態と大きく乖離しているようであれば削除を検討する。

(委員) 今回のアンケートは経年変化も見めるものだが、大きな変更も可能か。

(事務局) 3年ごとの比較を行うため、大幅な変更は難しい。誤解を招く表現の修正や項目の追加・削除は可能。

(4) 地域生活実現プロジェクトについて

【説明】

事務局より、地域生活実現プロジェクトの説明が行われた。

【質疑応答・意見】

- (委員) 4 ケース目について、重度訪問介護が 5 8 3 時間となっている。平均して 1 日 1 8 . 8 時間程度になるかと思う。生活介護を週 5 日利用し、土日も含めて重度訪問介護をこれだけ使うという解釈でよろしいか。
- (事務局) そのとおり。国の支給基準を大幅に上回るため、介護給付費等の支給審査会で意見を聴取した上で決定することが前提となる。
- (委員) 施設入所待機者が多数いらっしゃる一方で、次期計画の基本指針では「令和 7 年度末施設入所者数の 6 % 以上の地域移行」や「令和 7 年度末施設入所者数の 5 % 以上削減」が掲げられている。削減を進める中で待機者を地域で支えるということだが、この目標と実態の整合性についてはどのように考えているか。
- (事務局) 具体的な削減数値はまだ設定していないが、本プロジェクトの趣旨は、待機者の方々が在宅で生活するために必要なサービス量を具体的に積み上げ、次期計画の指定見込量として反映させることである。このサービス量を確保しても必ずしも施設入所を防げるわけではないが、実態に即した必要量を見込むための取り組みと理解している。
- (委員) 国の指針に従い目標値は設定するが、本来は施設に入所しなくて済む体制を作ることが重要である。実態に即した数字を計画に反映させるためのプロジェクトであり、サービス見込量の算出根拠となる。今後さらに緊急性の高い待機者について調査を進めていただきたい。
- (事務局) 次回までに取りまとめを行い、改めて説明する。

6 その他

【説明】

事務局より、生活介護きじばとおよび就労継続支援きじばについて説明が行われた。

【質疑応答・意見】

- (委員) 生活介護の利用者については、数名を除きすでに転所済みとのことですが、新しい事業者が決定した際、すでに転所された方々が戻ることは想定されているか。また、B 型事業所についてはどのような扱いになるのか。
- (事務局) すでに生活介護を転所された方については、基本的には現在の事業所を継続して利用されると考えている。今回新たに生活介護の運営事業者を公募したのは、民間だけでは受け入れ先が確保しづらい重度障害の方の受け入れ先を整備するためである。
- (委員) B 型事業所についてはどのようなになるか。
- (事務局) B 型事業所についても、現在の場所で新たに運営していただける事業者を公募し、現在の利用者をそのまま受け入れていただくことを条件としている。

7 閉 会

事務局より、閉会が宣言された。

以 上